

19 請願 第 10 号	小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続につき意見書の提出を求める請願
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年12月3日受理、平成19年12月12日付託
請願者	新宿区三栄町 _____ _____
紹介議員	宮坂 俊文 ・とよしま正雄 ・沢田 あゆみ ・志田雄一郎 根本 二郎 ・山田 敏行 ・なす 雅之

(要 旨)

次の事項につき、地方自治法第99条の規定により、貴議会が東京都に対し意見書を提出されるよう請願いたします。

小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置の恒久化を目指し、平成20年度以降も継続すること。

(理 由)

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言うものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置」を廃止することとなると、兆しが見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」の恒久化を目指し、平成20年度以降も継続されるよう、貴議会が地方自治法第99条の規定により、東京都に対して意見書を提出されるよう請願いたします。